

## 日本語教師の資格創設及び日本語教育機関の類型化に関する検討状況

### <法律及び政府決定>

- 令和元年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が成立。  
法律では、「日本語教師の資格に関する仕組みの整備」及び「日本語教育機関の類型化」について国は必要な施策・措置を講ずるものとしている。

(参考) 日本語教育の推進に関する法律 (令和元年法律第四十八号)

(日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、(中略) 国内における日本語教師 (日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。) の資格に関する仕組みの整備、(中略) その他必要な施策を講ずるものとする。

附則

(検討)

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの (以下この条において「日本語教育機関」という。) に関する 制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

- 特に、資格の創設については、成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定) においても、次期通常国会での法案提出も視野に、今年度中に検討・準備を進めることとしている。

(参考) 成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定)

(新たに講ずべき具体的施策)

xi) 外国人材の活躍推進

①高度外国人材の受入れ促進

イ) 教育プログラムの充実

- ・ (略) 日本語教師の能力等を証明する新たな資格創設については、次期通常国会での法案提出も視野に、2020年度中に検討・準備を進める。

## <検討経緯及び課題>

### (1) 資格の創設

○令和元年5月から文化審議会国語分科会及び日本語教育小委員会において検討し、令和2年3月に報告書を取りまとめた。

(参考)「日本語教師の資格の在り方について(報告)」(令和2年3月)における  
日本語教師の基本的な枠組み

基本的な枠組みとして以下3点を要件とすることを提言。

- ①資格の名称は「公認日本語教師」(名称独占国家資格)
- ②資格の対象として、日本語教師の養成終了段階(日本語教師を目指して、日本語教師養成課程等で学ぶ者)を対象
- ③資格取得要件は「試験の合格」「教育実習の履修」「学士以上の学位」

○本提言を踏まえ、整理が必要な事項について有識者会議において検討中。併せて、実際に試験を実施する際の課題点(試験区分、実施体制、採点方法等)を整理するため、いくつかの試験実施の実績を有する機関と意見交換を実施中。

○こうした中、具体的に法制化するにあたり、主に以下の観点から法律としての整理の難しさがある。

#### <法律に基づく国家資格とすることの必要性>

- ・「日本語教育の質担保や対外的な公証性」を目的とするならば、個人や団体等を法律以外の告示などにより国が認証する制度を創設すること等による担保も可能であり、国家資格の創設という手段を取る必要性を法制的に説明することが難しい。
- ・日本語教師の要件を強化するのであれば、既存の法務省告示日本語教育機関の教員要件を引き上げることで措置ができる。

#### <定義の明確化>

- ・日本語教師の業の範囲が曖昧。  
日本語教師が教えるプログラムの内容と、教育責任主体たる日本語教育機関を定義するのが先であり、教師という要件だけに着目する理由が乏しい。
- ・附則第2条の日本語教育機関の範囲と併せて検討した方が、日本語教師の業の範囲を明確にしやすい。  
(この場合でもなぜ日本語教育機関を法律上で定める必要性があるのか、整理が別途必要)

## (2) 日本語教育機関の類型化

○省内の検討会で検討を進めているほか、法務省告示日本語教育機関関係の6団体の関係者とも意見交換を実施。

○日本語教育機関の範囲や制度の在り方については、関係団体ごとに要望内容に相違が大きく、団体全体としての意見の集約が困難な状況。

### ◆主な論点

#### <制度の対象となる機関（日本語教育機関）の範囲と課題>

- ・日本語教育機関の範囲の決定
  - 大学等や専門学校、各種学校
  - 法務省告示の日本語教育機関
  - 自治体等が設置した国際交流協会やNPO等が開催している日本語教室
  - 外国人等の受入れ機関・企業における日本語教育・研修など
  
- ・なお、日本語教育機関を法律上位置づける場合、現在よりも各機関の自由裁量の余地を狭める可能性があることにも留意が必要。

○また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本語教育機関への影響が深刻であり、関係団体の意向や置かれている状況が日本語教育推進法成立時から変わってきていることも踏まえ、関係団体の今後の動きも見据えた制度の検討が必要。

○引き続き関係者・機関等へのヒアリング等により、日本語教育を行う機関の実態を把握・意見を集約した上で、日本語教育機関の範囲や制度の設計を進めていくことが必要。関係6団体からも、性急に結論を出さず、時間をかけてしっかり各団体から意見を聞いて結論を出してほしいと要望を受けている。

○なお、日本語教育機関については、文科省内の取りまとめ部署が不明確との指摘があることから、今後は、文科省内における日本語教育機関の一元的な窓口は文化庁国語課とする。

(以上)

# 日本語教育を行う機関に関する参考データ

◆法務省告示日本語教育機関 796 校（令和2年8月31日時点）

◆令和元年度国内の日本語教育の概要（令和元年11月1日時点）※文化庁調べ

区分	機関・施設等数	日本語教師等の数					日本語学習者数		
		常勤		非常勤	ボランティア※3	合計			
		日本語※1	日本語以外※2						
大学等機関	大学	国立	79	288	84	849	125	1,346	17,143
		公立	39	29	12	129	25	195	1,476
		私立	338	653	266	2,249	147	3,315	45,674
		計	456	970	362	3,227	297	4,856	64,293
	短期大学	公立	1	0	0	3	0	3	6
		私立	60	43	46	165	0	254	1,511
		計	61	43	46	168	0	257	1,517
	高等専門学校	国立	48	11	26	60	0	97	299
		公立	0	0	0	0	0	0	0
		私立	1	2	0	0	0	2	3
		計	49	13	26	60	0	99	302
	小計	566	1,026	434	3,455	297	5,212	66,112	
一般の施設・団体	地方公共団体	都道府県	5	8	2	21	86	117	330
		政令指定都市	4	0	0	18	356	374	118
		中核市	20	4	5	49	1,332	1,390	2,413
		特別区	9	7	3	6	548	564	3,433
		上記以外	159	32	52	138	2,850	3,072	11,489
		うち外国人集住都市	7	0	2	45	220	267	513
		計	197	51	62	232	5,172	5,517	17,783
	教育委員会	都道府県	4	77	0	31	29	137	1,365
		政令指定都市	6	14	7	74	739	834	3,781
		中核市	13	11	7	130	98	246	878
		特別区	6	11	0	112	0	123	572
		上記以外	146	104	49	387	759	1,299	4,531
		うち外国人集住都市	1	6	0	37	0	43	6
		計	175	217	63	734	1,625	2,639	11,127
	国際交流協会	334	73	98	564	9,362	10,097	33,590	
	法務省告示機関	618	3,407	780	8,693	53	12,933	113,626	
	その他	特定非営利活動法人	49	30	74	267	612	983	2,487
		学校法人・準学校法人	5	18	2	12	4	36	2,374
		株式会社・有限会社	11	27	13	90	28	158	887
		社団法人・財団法人	31	32	20	577	322	951	8,316
		その他の法人	9	1	2	61	101	165	1,152
		任意団体	547	139	66	346	7,169	7,720	20,403
		計	652	247	177	1,353	8,236	10,013	35,619
	小計	1,976	3,995	1,180	11,576	24,448	41,199	211,745	
合計	2,542	5,021	1,614	15,031	24,745	46,411	277,857		

(※1) 日本語教育（授業の担当及びカリキュラム編成，教材作成等）を主たる業務とする者。

(※2) 日本語教育以外の業務（一般事務や管理業務，他の授業等）を主たる業務とするが，日本語教育も行う者。

(※3) 原則として，日本語教育に対する報酬を受けない者（交通費等の実費は報酬とみなさない）。

# 「日本語教師の資格の在り方について(報告)」概要

**課題** : 在留外国人の増加・多様化が進み、優れた日本語教師の養成と確保が課題となっている。

**目的** : 日本語教師のキャリアパスの一環として、資格制度を整えることにより優れた日本語教師を養成・確保して我が国の日本語教育の質を向上させる。

**審議経過** : 平成30年度(2018年)から文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始し、国民への意見募集を経て、令和2年(2020年)3月に報告を取りまとめた。

## 公認日本語教師の資格の仕組みイメージ

日本語教師を目指す者 (年齢、国籍、母語を資格取得要件としない)

### 資格取得要件

【要件】 日本語教育能力を判定する試験 合格

【要件】 教育実習の履修・修了

【要件】 学士以上の学位

公認日本語教師

法務省が告示をもって定める日本語教育機関の教員要件を満たす者  
**(経過措置)**

- ・ 大学等で日本語教師養成課程を履修(26単位以上)し修了した者
- ・ 学士+文化庁届出受理研修を受講し修了した者
- ・ 日本語教育能力検定試験に合格した者
- ・ 旧基準を満たし、告示校の教員の職にある者 …

にほんご

